

難民等認定手続案内 难民等认定手续指南

【第 6 版】

【第 6 版】

2024 年 12 月

2024 年 12 月

出入国在留管理庁

出入国在留管理庁

はじめに 前言

難民認定手続案内（第 1 版）は、我が国の難民の地位に関する条約等への加入に伴い、難民認定手続を整備するため、1981 年に一部改正された出入国管理及び難民認定法を基に編集したものです。

《难民认定手续指南（第 1 版）》是随着我国加入《关于难民地位的公约》等，为完善难民认定手续，根据 1981 年部分修订的《出入境管理及难民认定法》编写。

その後、2004 年 6 月 2 日に公布された、仮滞在許可制度及び難民審査参与員制度の創設を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に、加筆・修正を加えて第 2 版を発行、一時庇護手続について記載した第 3 版を発行、2009 年 7 月 15 日に公布された、新たな在留管理制度の導入を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第 4 版を発行、2016 年 4 月 1 日に施行された、不服申立ての手続を審査請求に一元化することなどを内容とする行政不服審査法の全部改正を受けて第 5 版を発行してまいりました。

之后，根据 2004 年 6 月 2 日公布的、包含设立临时滞留许可制度及难民审查参与员制度内容的《部分修订出入境管理及难民认定法》的规定，进行了增补和修订，发行了第 2 版；随后发行了包含一时庇护手续内容的第 3 版；根据 2009 年 7 月 15 日公布的、包含引入新的在留管理体制的《部分修订出入境管理及难民认定法》的内容，进行了增补与修订，发行了第 4 版；之后，根据 2016 年 4 月 1 日实行的、包含将异议申诉手续统一为审查请求手续等内容的《行政不服审查法》全面修订，发行了第 5 版。

今般、2018 年 12 月 14 日に公布された、出入国在留管理庁の設置等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」及び 2023 年 6 月 16 日に公布された、補完的保護対象者認定制度の創設等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第 6 版を発行するものです。

此次，根据 2018 年 12 月 14 日公布的，包含设立出入境在留管理厅等内容的《部分修订出入境管理及难民认定法及法务省设置法》以及 2023 年 6 月 16 日公布的，包含设立补充保护对象认定制度等内容的《部分修订出入境管理及难民认定法及根据与日本国签订的和平条约脱离日本国籍者等的出入境管理特别法》，进行了增补与修订，发行第 6 版。

2024 年 12 月

2024 年 12 月

出入国在留管理庁
出入国在留管理庁

目次 目录

第 1	日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要	1
第 1	日本的难民认定制度及补充保护对象认定制度概要	1
第 2	難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が 享受できる利益	3
第 2	获得难民认定或补充保护对象认定的外国人可享有的权益	3
1	永住許可要件の一部緩和	3
1	永住许可条件的部分放宽	3
2	難民旅行証明書の交付（難民の認定を受けた外国人に限ります。）	3
2	难民旅行证件的签发（仅限获得难民认定的外国人）	3
第 3	難民等認定手続	4
第 3	难民等认定手续	4
1	申請手続	4
1	申请手续	4
(1)	申請期間	4
(1)	申请期限	4
(2)	申請窓口	4
(2)	申请窗口	4
(3)	申請に必要な書類	4
(3)	申请所需材料	4
(4)	難民又は補完的保護対象者であることの立証	6
(4)	难民或补充保护对象身份的举证	6
2	仮滞在の許可	7
2	临时滞留许可	7
(1)	仮滞在許可による滞在	7
(1)	持临时滞留许可的滞留	7
(2)	仮滞在許可書	7
(2)	临时滞留许可书	7
(3)	仮滞在期間及び同期間の延長	8
(3)	临时滞留期限及延期申请	8
(4)	仮滞在許可の条件	8
(4)	临时滞留许可的限制条件	8
(5)	報酬を受ける活動の許可	8
(5)	从事有偿活动的许可	8
(6)	仮滞在の許可の取消し	10
(6)	临时滞留许可的取消	10

3	難民認定証明書等の交付	10
3	难民认定证明书等的签发	10
4	在留資格に係る許可	10
4	与在留资格相关的许可	10
第4	審査請求	11
第4	审查请求	11
1	審査請求手続	11
1	审查请求手续	11
(1)	審査請求人	11
(1)	审查请求人	11
(2)	審査請求ができる期間	11
(2)	提出审查请求的期限	11
(3)	審査請求の窓口	11
(3)	审查请求的受理窗口	11
(4)	審査請求に必要な書類	11
(4)	审查请求所需文件	11
2	難民審査参与員	12
2	难民审查参与员	12
3	法務大臣の裁決	12
3	法务大臣的裁决	12
第5	難民旅行証明書	13
第5	难民旅行证件	13
1	申請窓口	13
1	申请窗口	13
2	申請に必要な書類	13
2	申请所需的文件	13
(1)	提出書類	13
(1)	需要提交的文件	13
(2)	提示書類	14
(2)	需要出示的文件	14
3	難民旅行証明書の有効期間	14
3	难民旅行证件的有效期限	14
4	手数料	14
4	手续费	14
第6	一時庇護のための上陸許可	16
第6	一时庇护入境许可	16
1	申請	16

1	申請.....	16
(1)	対象者.....	16
(1)	適用対象.....	16
(2)	申請方法.....	16
(2)	申請方法.....	16
2	申請に必要な書類.....	16
2	申請需要的文件.....	16
(1)	提出書類.....	16
(1)	需要提交的文件.....	16
(2)	提示書類.....	17
(2)	需要出示的文件.....	17
3	一時庇護許可書の交付.....	17
3	一时庇护许可书的签发.....	17
付録	難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解.....	18
附录	难民认定手续・补充保护对象认定手续流程图.....	18

第1 日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要

第1 日本の難民認定制度及び補充保護対象認定制度概要

難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）が1982年に我が国について発効したことに伴い、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、難民認定制度が整備されました。この制度では、難民である外国人は、難民認定申請を行い、法務大臣から難民であるとの認定を受けることができ、また、難民条約に規定する難民としての保護を受けることができます。

随着《关于难民地位的公约》（以下简称“难民公约”）及《关于难民地位的议定书》（以下简称“议定书”）于1982年对我国生效，为了在国内实施难民公约及议定书的各项规定，我国建立了难民认定制度。根据这一制度，符合难民条件的外国人可以提出难民认定申请，由法务大臣认定为难民，并获得难民公约所规定的保护。

本案内という「難民」とは、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により定義される難民を意味し、それは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされています。

本指南中所称的“难民”，是指根据难民公约第1条或议定书第1条规定定义的难民，即因种族、宗教、国籍、特定社会集团成员身份或政治意见等原因，有充分理由担心遭受迫害，因而身在国籍国之外，并且无法或不愿接受国籍国保护的人。

難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続です。

难民认定手续，是指审查并决定外国人是否符合难民地位的手续。

一方で、近年、紛争避難民のように、難民条約上の難民には該当しないものの、難民と同様に保護を必要とする外国人が増加していることを受け、2023年12月1日、補完的保護対象者認定制度が開始されました。この制度では、本邦にある外国人は、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行い、法務大臣から補完的保護対象者であるとの認定を受けることができます（難民認定申請をした外国人について、難民の認定をしない処分がされる場合に、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認められるときは、補完的保護対象者として認定されます。）。

与此同时，近年来出现了越来越多像冲突避难民的情况，他们虽然不符合《难民公约》规定的难民标准，但同样需要保护。鉴于此情况，我国于2023年12月1日开始实施补充保护对象认定制度。根据这一制度，滞留在日本的外国人可以提出难民认定申请或补充保护对象认定申请，并由法务大臣认定为补充保护对象。（对于提出了难民认定申请的外国人，在被判定不符合难民条件，但确认其符合补充保护对象条件时，将被认定为补充保护对象。）

本案内という「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民条約上の要件のうち、「迫害を受けるおそれがある理由が、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たす者とされています。

在本指南中，“补充保护对象”是指虽然不属于《难民公约》定义的难民，但符合除“因种族、宗教、国籍、特定社会集团成员身份或政治意见而面临迫害”以外难民条件的人。

なお、本案内において、難民と補完的保護対象者を合わせて「難民等」といい、難民認定手続と補完的保護対象者認定手続を合わせて「難民等認定手続」といいます。

此外，在本指南中，难民与补充保护对象统称为“难民等”，难民认定手续与补充保护对象认定手续统称为“难民等认定手续”。

第2 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が 享受できる利益

第2 获得难民认定或补充保护对象认定的外国人可享有的权益

難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人は、次のような利益を受けることができます。

获得难民认定或补充保护对象认定的外国人，享有以下权益：

- 1 永住許可要件の一部緩和
- 1 永住许可条件的部分放宽

日本に在留する外国人が永住許可を受けるためには、
在日本居留的外国人要取得永住许可，通常必须满足以下两个条件：

- ① 素行が善良であること
品行良好
- ② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
拥有能独立维持生计的资产或技能

の2つの要件を満たし、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされています。

同时，其永住需被认定为符合日本国家利益。

しかし、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けて在留する外国人は、このうち②の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができます。

但是，获得难民认定或补充保护对象认定并在日本居留的外国人，即使未能满足上述②的条件，也可以由法务大臣根据裁量授予永住许可。

- 2 難民旅行証明書の交付（難民の認定を受けた外国人に限ります。）
- 2 难民旅行证件的签发（仅限获得难民认定的外国人）

難民の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付を受けることができます。難民旅行証明書を所持する外国人は、その証明書に記載されている有効期間内であれば、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます（申請手続等については、本案内第5を参照。）。

获得难民认定的外国人在打算前往国外时，可以申请签发难民旅行证件。持有难民旅行证件的外国人，只要在证件记载的有效期限内，原则上可以多次出入日本（关于申请手続等内容，请参照本指南第5部分）。

なお、補完的保護対象者の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付は受けられないものの、再入国許可書の交付を受けることができます。

此外，获得补充保护对象认定的外国人在打算前往国外时，虽然无法申请签发难民旅行证件，但可以申请签发再入国许可。

第3 難民等認定手続

第3 难民等认定手续

1 申請手続

1 申请手续

(1) 申請期間

(1) 申请期限

難民等認定申請の期間について制限する規定はありません。
难民等认定申请并无设定时间限制。

(2) 申請窓口

(2) 申请窗口

難民等認定申請は、申請者の住居地（住居地がないときは宿泊先等の所在地。以下「住居地等」といいます。）を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

难民等认定申请可以在申请人居住地（如无居住地，则为住宿地等所在地，以下称为“居住地等”）所属管辖范围内的地方出入境在留管理局、分局及办事处办理。

申請は、申請者本人が自ら出頭して行ってください。ただし、申請者が16歳未満である場合や病気その他の理由により自ら出頭できない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。

申请需由申请人本人亲自前往办理。但若申请人未满16岁，或因疾病等其他原因无法亲自前往时，可由其父母、配偶、子女或其他亲属代为申请。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

关于地方出入境在留管理局及分局的受理窗口，请参照本指南最后两页的信息。

(3) 申請に必要な書類

(3) 申请所需材料

申請には、次の書類が必要です。なお、怪我や身体の障害などの特段の事情があるため難民・補完的保護対象者認定申請書の記載ができない外国人は、申請書に代えて申請書に記載すべき事項を入国審査官又は難民調査官に陳述してもよいことになっています。

申请时需要提交以下材料。此外，如因受伤、身体残疾等特殊状况而无法填写难民或补充保护对象认定申请书的外国人，可以直接向入境审查官或难民调查官口头陈述本应在申请书填写的内容，代替书面申请。

① 提出書類

需要提交的文件

ア 難民・補完的保護対象者認定申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。）

1 通

难民或补充保护对象认定申请书（可在出入境管理厅官方网站下载，或在受理窗口领取） 1 份

※過去に難民等の認定をしない処分を受けたことがある外国人は再申請用の申請書を提出する必要がありますので、御留意ください。

※请注意，曾经被判定不符合难民条件的外国人需要提交再次申请专用的申请书。

イ 申請者が難民又は補完的保護対象者であることを証明する資料（難民又は補完的保護対象者であることを主張する陳述書を含む。） 1 通

能证明申请人属于难民或补充保护对象的资料（包括主张自己为难民或补充保护对象的陈述书） 1 份

ウ 写真（以下の要件を満たし、裏面に氏名が記載されているもの。） 1 葉

照片（須符合以下要求，并在背面注明姓名） 1 张

（ただし、在留資格未取得外国人については、2 葉）

（尚未取得在留资格的外国人需提交 2 张照片）

【要件】

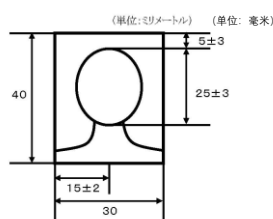
【要求】

(ア) 申請者本人のみが撮影されたものであること
必须是仅包含申请人本人的照片。

(イ) 写真の寸法
照片尺寸

縁を除いた部分の寸法が、下記の寸法を満たしたものであること（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）

照片除去边框后需符合以下尺寸规定（面部尺寸指的是从头顶（包含头发）到下巴尖的长度）



(ウ) 無帽で正面を向いたものであること（宗教上又は医療上の理由により本要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書（任意様式）を提出してください。）

必須是无帽、正面拍摄的照片。（如因宗教或医疗原因无法满足此要求者，请另行提交相关情况的陈述书（格式不限））

(エ) 背景（影を含む。）がないものであること
背景干净无杂物，无阴影。

(オ) 鮮明であること（写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髮等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの等。出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照してください。）

照片清晰（对焦准确；照片无污渍、污点、破洞等；人脸无阴影；眼睛、鼻子、嘴巴等五官不得被衣物、头发等遮挡；背景应干净无杂物。请参照出入境在留管理厅官方网站上公布的用于申请的照片样本和案例）

(カ) 提出の日前 6 か月以内に撮影されたものであること（入院中のため写真を撮影することができないなど、6 か月以内に撮影した写真を提出できないことについてやむを得ない理由がある場合には、可能な限り新しい写真を提出してください。）

照片必须是申请提交日前 6 个月以内拍摄的照片（若因住院等不可抗力原因无法提供近 6 个月内拍摄的照片，请提交尽可能新的照片）

エ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあつては、その理由を記載した書類¹ 通
无法出示护照或在留资格证明书的人员，需要提交陈述相关原因的文件 1 份

② 提示書類

需出示的文件

ア 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
中长期在留者：需出示护照及在留卡

イ 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書
特别永住者：需出示护照及特别永住者证明书

ウ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
除中长期在留者和特别永住者以外的人员：需出示护照或在留资格证明书
（監理措置中の者にあつては、監理措置決定通知書）
（处于监理措施中的人员，需出示监理措施决定通知书）
（仮放免中の者にあつては、仮放免許可書）
（处于假释中的人员，需出示假释许可书）

エ 仮上陸の許可、船舶観光上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けている者にあつては、当該許可書
持临时入境许可、船舶观光入境许可、船员入境许可、紧急入境许可、遇难入境许可、或一时庇护入境许可的人员，需出示相应的许可书。

(4) 難民又は補完的保護対象者であることの立証

(4) 难民或补充保护对象身份的举证

難民等の認定は、申請者から提出された資料や申請者の供述等に基づいて行われます。したがって、申請者は、難民等であることについて自ら立証することが求められます。なお、資料（陳述書を含む。）が外国語で作成されているときは、その資料の訳文を添付してください。
难民等的认定，是根据申请人提交的资料及其陈述等进行判断的。因此，申请人需要自行举证，

证明自己属于难民等身份。此外，如提交的资料（包括陈述书）是用外语书写，需同时附上日语译文。

申請者の提出した資料のみでは十分な立証が得られない場合には、難民調査官が公務所等に照会するなどして、申請者の申し立てる事実の有無について調査し、難民等の認定が適正に行われるように努めます。

如果仅凭申请人提交的资料无法充分证明其主张，难民调查官将通过向相关机关进行核查等方式，调查申请人陈述的事实是否成立，以确保难民等的认定能够妥当进行。

2 仮滞在の許可

2 临时滞留许可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民等認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日（本邦にある間に難民等となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から 6 か月以内に難民等認定申請を行ったものであること、迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入ったものであることなどの一定の要件を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は退去強制手続が停止されます。

当非法滞留者等尚未取得在留資格の外国人提出难民等认定申请时，为了保障其稳定法律地位，如果该外国人自入境日本之日（若是在留期间内才出现成为难民等原因的，则为知悉相关事实之日）起 6 个月以内提出申请，且符合一定条件，例如从有遭受迫害风险的地区直接入境日本等情况下，可获准临时滞留日本，在此期间将中止强制遣返程序。

なお、仮滞在許可の判断は、難民等認定申請者から提出のあつた難民・補完的保護対象者認定申請書等の書類により行いますので、別途、仮滞在許可のための申請は必要ありません。

此外，临时滞留许可是基于申请人提交的难民或补充保护对象认定申请书等材料进行审查，因此无需另行申请临时滞留许可。

(1) 仮滞在許可による滞在

(1) 持临时滞留许可的滞留

仮滞在許可を受けると一時的に退去強制手続が停止され、仮滞在期間の経過等により当該許可が終了するまでの間は、適法に本邦に滞在することができます。

获得临时滞留许可后，强制遣返程序将暂时中止，在临时滞留期间到期或因其他原因终止之前，可以合法滞留日本。

(2) 仮滞在許可書

(2) 临时滞留许可书

法務大臣が仮滞在の許可をした外国人には、仮滞在許可書が交付されます。

对于经法務大臣批准获得临时滞留许可的外国人，将签发临时滞留许可书。

許可を受けている間は、この許可書を常に携帯する必要があります。

在临时滞留许可期间，必须随身携带此许可书。

- (3) 仮滞在期間及び同期間の延長
- (3) 临时滞留期限及延期申请

仮滞在期間は、原則として6月です。
临时滞留の有効期限原則上为6个月。

仮滞在期間の更新申請は、許可期限の10日前から、申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で受け付けています。また、申請書は、入管庁のホームページに掲載されているほか、各地方出入国在留管理局、支局及び出張所の窓口で配布しています。
临时滞留期限的延长申请，可在许可期限到期前10天起，在申请人居住地等所属管辖范围的地方出入境在留管理局、分局或办事处办理。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

关于地方出入境在留管理局及分局的受理窗口，请参照本指南最后两页的信息。

- (4) 仮滞在許可の条件
- (4) 临时滞留许可的限制条件

仮滞在許可を受けた者は、住居や行動範囲が制限されるほか、難民調査官から出頭の要請があった場合には、指定された日時、場所に出頭して、難民等認定手続へ協力する義務が課されるなど、種々の条件が付されます。

获得临时滞留许可的人员，其居住地及活动范围将受到一定限制。当接到难民调查官的传唤通知时，必须按照指定的时间、地点出席，且有义务积极配合难民等认定手续的进行。此外，会附加其他各种限制条件。

- (5) 報酬を受ける活動の許可
- (5) 从事有偿活动的许可

仮滞在の許可を受けた者が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、相当と認められるときには許可される場合があります。

获得临时滞留许可的人员，如需为维持生计进行有偿活动，在被认定为适当的情况下，可以获得从事有偿活动的许可。

- ① 申請期間
- 申请期限

仮滞在許可を受けた日から当該許可の満了日までの間
从获得临时滞留许可之日起至该许可到期为止。

- ② 申請窓口
- 申请窗口

申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

可以在申请人居住地等所属管辖范围的地方出入境在留管理局、分局及办事处办理。

③ 申請に必要な書類
申請所需材料

- ア 報酬を受ける活動許可申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1 通
有偿活动许可申请书（可在出入境管理厅官方网站获取，或在窗口领取） 1 份
- イ 労働基準法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書
根据《劳动基准法》第 15 条第 1 项及该法实施规则第 5 条，由雇主向劳动者出具的写明劳动条件的文件
- ウ 就業予定機関について、本邦内に本店又は事業所等があることを疎明する資料（パンフレット、登記事項証明書など）
能证明预定就职的机构在日本国内设有总部或事业所等的资料（如宣传册、登记事项证明书等）
- エ 就業予定機関の直近 3 ヶ月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の写し
预定就职的机构最近 3 个月的工资所得或退休所得等所得税征收总额计算书的复印件
- オ 申請者の収入又は資産を疎明する資料
能证明申请人收入或资产状况的资料
- カ 同居者等の収入又は資産を疎明する資料（申請者と生計を一にする同居者等がいる場合）
能证明同住者等的收入或资产状况的资料（如有共同生活的同住者等）
- キ 住居の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を締結している場合）
住房租赁合同的复印件（如有签订租赁合同）
- ク 各種団体や個人からの金銭援助を受けていること及び援助の内容を疎明する資料（各種団体や個人からの金銭援助を受けている場合）
能证明从各类团体或个人获得金钱援助及其他援助内容的资料（如有接受援助）
- ケ 写真（写真の規格については、前記 1(3)の写真の要件を参照してください。）
照片（照片规格请参照前文 1(3)中关于照片的要求）

④ 報酬を受ける活動の状況に関する届出
关于有偿活动情况的报告

報酬を受ける活動の許可を受けた者は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から 6 月を超えない範囲で、住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所に出頭し、「報酬を受ける活動の状況に関する届出書」（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。）を提出しなければなりません。

获得有偿活动许可的人员，需在获得许可之日起或从最近一次提交报告之日起的 6 个月内，前往居住地等所属管辖范围的地方出入境在留管理局、分局或办事处，提交《有偿活动情况报告书》（可在出入境管理厅官方网站获取，或在窗口领取）。

(6) 仮滞在の許可の取消し

(6) 临时滞留許可的取消

仮滞在の許可を受けた者がその付された条件に違反した場合、許可なく報酬を受ける活動を行った場合、不正に難民等認定を受ける目的で偽変造された資料を提出した場合、虚偽の陳述をした場合等には仮滞在の許可が取り消されることがあります。

获得临时滞留许可的人员在违反了附加条件、未经许可从事有偿活动、为了非法获得难民等认定而提交伪造或变造的资料、或作出虚假陈述等情况下，可能会被取消临时滞留许可。

3 難民認定証明書等の交付

3 难民认定证明书等的签发

法務大臣が難民であると認定した外国人には、難民認定証明書が交付され、補完的保護対象者であると認定した外国人には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

对法务大臣认定为难民的外国人，将签发难民认定证明书；对认定为补充保护对象的外国人，将被签发补充保护对象认定证明书。

難民認定申請を行った者が難民として認定されなかった場合でも、補完的保護対象者として認定された場合には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

对申请了难民认定但未被认定为难民的外国人，若认定为补充保护对象，也将签发补充保护对象认定证明书。

難民等としての各種の保護措置を受ける際に、難民等であることの証明を求められた場合には、これらの証明書を提示してください。

作为难民等接受各项保护措施时，如被要求出示身份证明，请出示上述证明书。

4 在留資格に係る許可

4 与在留资格相关的许可

難民等として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が一律に付与されます。

若被认定为难民等的外国人尚未取得在留资格，只要不符合一定的强制遣返理由，且未因违反特定刑事法律而被判处徒刑等刑罚，并满足一定条件的情况下，将统一授予“定居者”在留资格。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

因此，对获得超过3个月在留期限的外国人，将发放在留卡。

第4 審査請求 第4 审查请求

1 審査請求手続

1 审查请求手续

(1) 審査請求人

(1) 审查请求人

難民等認定申請をしたものの認定されなかった外国人や難民等の認定を取り消された外国人は、法務大臣に対し、審査請求をすることができます。

提出了难民等认定申请但未获认定，或被取消难民等认定的外国人，可以向法务大臣提出审查请求。

(2) 審査請求ができる期間

(2) 提出审查请求的期限

審査請求期間は、難民等の認定をしない旨の通知又は難民等の認定を取り消した旨の通知を受けた日から 7 日以内となっています。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、7 日経過後であっても審査請求をすることができます。

审查请求的期限为，自收到不予认定通知或取消认定通知之日起 7 日以内。但若有自然灾害或其他不可抗力的原因，即使超过 7 日，仍然可以提出审查请求。

(3) 審査請求の窓口

(3) 审查请求的受理窗口

審査請求は、難民等認定申請の場合と同様、審査請求人の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

与难民等认定申请相同，审查请求可以在请求人居住地等所属管辖范围的地方出入境在留管理局、分局或办事处提交。

なお、代理人による審査請求が認められるほか、必要書類を郵送して審査請求をすることもできます。地方出入国在留管理局・支局における審査請求窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

另外，也可以委托代理人代为提出审查请求，或者通过邮寄方式提交所需文件。关于地方出入境在留管理局及分局的审查请求受理窗口，请参照本指南最后一页的信息。

(4) 審査請求に必要な書類

(4) 审查请求所需文件

次の書類を提出してください。

请提交以下文件

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 審査請求書（窓口に備え付けてあります。） | 1 通 |
| 審査請求書（可在窓口領取） | 1 份 |
| ② 審査請求の理由を立証する資料（陳述書でも差し支えありません。） | 1 通 |
| 用于证明提出审查请求理由的资料（可提交陈述书） | 1 份 |

2 難民審査参与員

2 难民审查参与员

難民審査参与員は、人格が高潔であつて、審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから任命されています。また、難民審査参与員を「審理員」とみなして行政不服審査法が適用され、難民審査参与員は審理を主宰し法務大臣に意見を述べることとなっています。なお、法務大臣は、審査請求の裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされています。

难民审查参与员是在具备高尚人格、能就审查请求做出公正判断，并拥有法律或国际事务相关学识经验的人员中选任的。此外，难民审查参与员被视为“审理员”，适用《行政不服审查法》，由其主持审理并向法务大臣提出意见。法务大臣在对审查请求作出裁决时，必须听取难民审查参与员的意见。

3 法務大臣の裁決

3 法务大臣的裁决

法務大臣が、審査請求には理由がある旨の裁決をし、難民又は補完的保護対象者と認定された外国人には、それぞれ難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

当法务大臣作出审查请求理由成立的裁决，并认定该外国人为难民或补充保护对象时，将对其签发相应的难民认定证明书或补充保护对象认定证明书。

難民等として認められた外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が付与されます。

若被认定为难民等的外国人尚未取得在留资格，只要不符合一定的强制遣返理由，且未因违反特定刑事法律而被判处徒刑等刑罚，并满足一定条件的情况下，将统一授予“定居者”在留资格。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

因此，对获得超过3个月在留期限的外国人，将发放在留卡。

第 5 難民旅行証明書

第 5 难民旅行证件

難民の認定を受けて在留している外国人が日本から出国しようとするときは、法務大臣から難民旅行証明書の交付を受けることができます。

获得难民认定并在日本居留的外国人，如需出国，可以向法务大臣申请签发难民旅行证件。

1 申請窓口

1 申请窗口

難民旅行証明書の交付申請の窓口は、難民認定申請の窓口（第 3 の 1 の（2）参照。）と同じです。申請は本人出頭が原則ですが、申請者が 16 歳未満の場合や病気その他の理由により自ら出頭することができない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。この場合において、代理申請者は、旅券、在留カード等、出生証明書、住民票の写し等代理資格を疎明する資料を提示してください。

难民旅行证件的申请窗口与难民认定申请的窗口相同（参见第 3 部分第 1 节第 2 点）。原则上申请需由申请人本人亲自前往办理，但若申请人未满 16 岁，或因疾病等原因无法亲自前往时，可以由其父母、配偶、子女或其他亲属代为申请。代为申请时，代理申请人需出示能够证明其代理资格的资料，如护照、在留卡、出生证明、住民票复印件等。

2 申請に必要な書類

2 申请所需的文件

(1) 提出書類

(1) 需要提交的文件

- | | |
|---|-----|
| ア 難民旅行証明書交付申請書（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） | 1 通 |
| 难民旅行证件签发申请书（可在出入境管理厅官方网站获取，或在窗口领取） | 1 份 |
| イ 写真（提出の日前 6 か月以内に撮影された 4.5 cm × 3.5 cm の無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日が記載されているもの。） | 2 葉 |
| 照片（提交日前 6 个月以内拍摄，尺寸为 4.5 厘米×3.5 厘米，无帽、正面上半身照片，照片背面需注明姓名及出生日期） | 2 张 |
| ウ 難民旅行証明書（既に交付を受けている場合） | |
| 难民旅行证件（若之前已签发过难民旅行证件） | |
| エ 難民旅行証明書の交付を受けている者が同証明書を提出できない場合にあっては、その理由を記載した書類 | 1 通 |
| 若无法提交已签发的难民旅行证件，需提交说明理由的文件 | 1 份 |
| オ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあっては、その理由を記載した書類 | 1 通 |
| 若无法出示护照或在留资格证明书，需提交说明理由的文件 | 1 份 |

(2) 提示書類

(2) 需要出示的文件

ア 難民認定証明書

难民认定证明书

イ 中長期在留者にあつては、旅券（日本国政府の発行した難民旅行証明書を除く。）及び在留カード

中长期在留者：需出示护照（不包括又日本政府签发的难民旅行证件）及在留卡

ウ 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

特别永住者：需出示护照及特别永住者证明书

エ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

中长期在留者及特别永住者以外的人员：需出示护照或在留资格证明书

(注) 代理申請の場合であっても、申請者本人の在留カードや旅券などの提示が必要になります。代理人が在留カードや旅券などを預かっている間、代理人はこれらの写しを作成し、適宜、代理人の氏名及び代理人による手続中である旨を記載の上、申請者にこれらの写しを携帯させるようにしてください。

(注) 即使是代理申请，也需要出示申请人本人的在留卡或护照等证件。代理人在保管申请人的在留卡或护照等证件期间，应制作这些证件的复印件，在复印件的适当位置注明代理人姓名及正在代办手续的说明，并让申请人随身携带这些复印件。

3 難民旅行証明書の有効期間

3 难民旅行证件的有效期限

難民旅行証明書の有効期間は、難民旅行証明書の発行の日から 5 年です。有効期間中は、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます。ただし、日本での在留期間の残りが 5 年未満の場合等で、難民旅行証明書の有効期間とは別に「日本に入国できる期限」が定められているときは、その期限までに日本に再入国しなければなりません。日本に再入国できる期限は、難民旅行証明書の 3 ページに記載されていますので、必ずこれを確認し、難民旅行証明書の有効期間と混同することのないように注意してください。

难民旅行证明书的有效期限为自签发之日起 5 年。在有效期限内，原则上可以多次出入日本。但是，在申请人在日本的在留期限剩余不足 5 年等情况下，会另行设定一个“可以再次入境日本的期限”。在这种情况下，申请人必须在该期限前重新入境日本。该入境期限标注在难民旅行证件的第 3 页，请务必确认清楚，注意不要与旅行证件本身的有效期限混淆。

4 手数料

4 手续费

難民旅行証明書の交付を受ける際には、所要の額を納付しなければなりません。また、外国で難民旅行証明書の有効期間の延長手続を行う場合にも、所要の手数料をその国の通貨で納付しなければなりません。

签发并领取难民旅行证件时，必须缴纳规定金额的费用。此外，如需在外国办理难民旅行证件的有效期限延长手续时，也必须以该国货币缴纳规定的手续费。

第6 一時庇護のための上陸許可

第6 一时庇护入境许可

一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、難民に該当する可能性がある場合、又は船舶等に乗っている外国人が補完的保護対象者に該当する可能性がある場合であって、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するもので、これは、「国が取り急ぎ保護する（領土的庇護）」ための緊急措置として与えられるものです。

一时庇护入境许可，是指乘坐船舶等交通工具的外国人，因《难民公约》所规定的理由或其他类似理由，可能符合难民条件，或可能符合补充保护对象条件，并且认为让该外国人临时入境是适当的情况下，由入境审查官作出的入境许可。这一许可是作为“国家紧急保护（领域庇护）”的紧急措施而授予。

1 申請

1 申请

(1) 対象者

(1) 适用对象

船舶又は航空機に乗っている外国人
乘坐船舶或飞机抵达日本的外国人。

(2) 申請方法

(2) 申请方法

到着した空海港に所在する出入国在留管理官署において、申請者本人が自ら申請してください。ただし、申請者が16歳未満である場合や病気その他の理由により自ら申請できない場合は、申請者に同行する父母、配偶者、子又は親族その他の同行者等が代わって申請を行うことができます。

请申请人本人在抵达的海港或机场所在地的出入境在留管理机关提出申请。但若申请人未满16岁，或因疾病等原因无法亲自提出申请时，可以由其父母、配偶、子女或其他亲属代为申请。

2 申請に必要な書類

2 申请需要的文件

(1) 提出書類

(1) 需要提交的文件

ア 外国人入国記録（通常 E/D カードと呼ばれています。航空機内で配布される場合もありますが、空港の場合であれば、航空会社のカウンターや入国審査ブースで入手することができます。） 1 通

外国人入境记录（通常称为 E/D 卡。有时会在飞机上发放，也可以在机场的航空公司柜台或入境审查柜台领取。） 1 份

イ 申告書（身分事項や申請の理由等を記載するもので、空海港に所在する出入国在留管理官署で配布しています。） 1 通

申报书（用于填写身份信息及申请理由等内容，可在抵达的海港或机场的出入境在留管理机关领取。） 1 份

ウ 写真（所持している場合） 2 葉
照片（如持有） 2 张

エ 庇護を求める理由があることを証明する資料（所持している場合） 1 通
能证明有庇护理由的资料（如持有） 1 份

(2) 提示書類

(2) 需要出示的文件

ア 旅券等の渡航文書（所持している場合）
护照等旅行证件（如持有）

イ 身分を証明する文書（所持している場合）
能证明身份的文件（如持有）

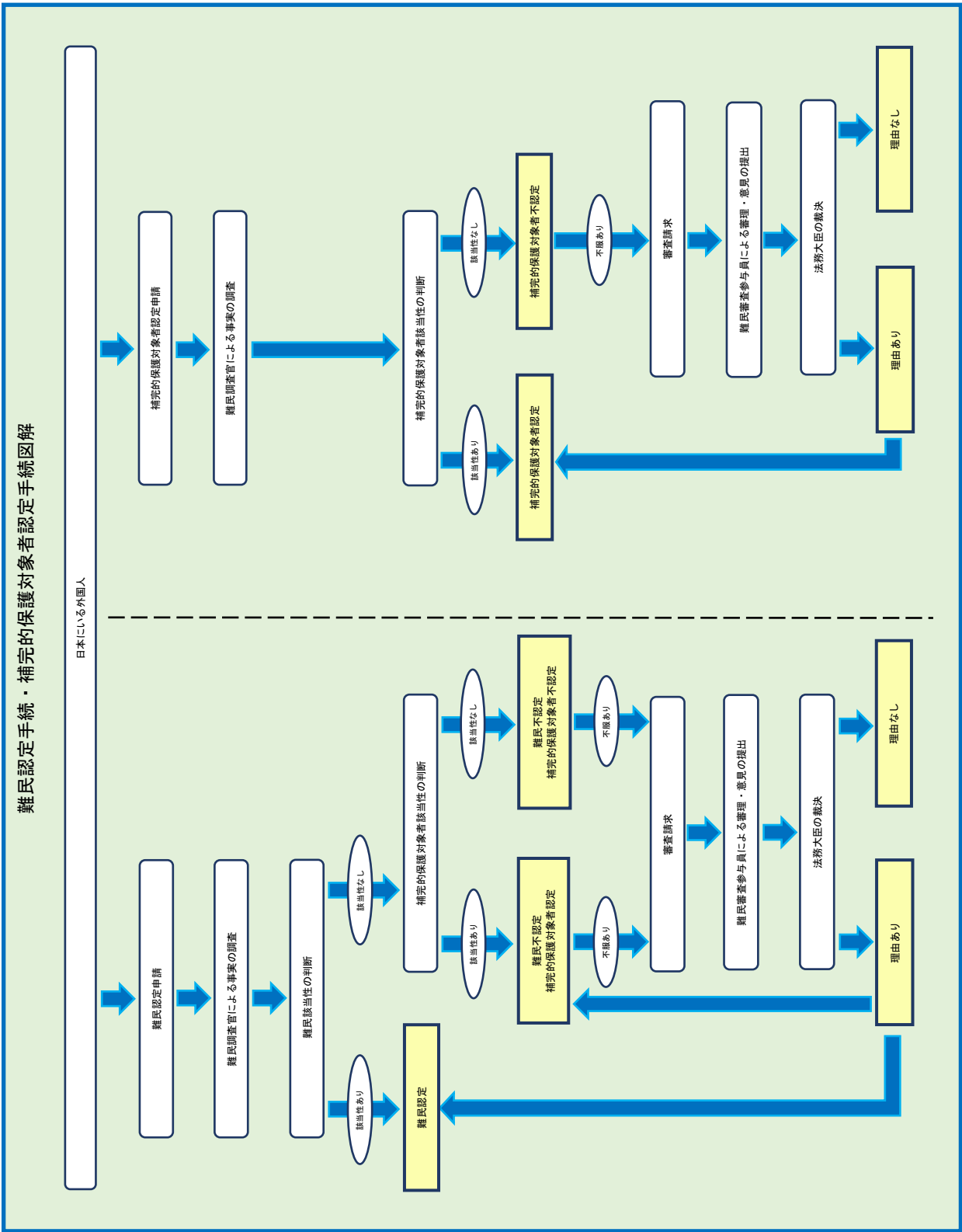
3 一時庇護許可書の交付

3 一时庇护许可书的签发

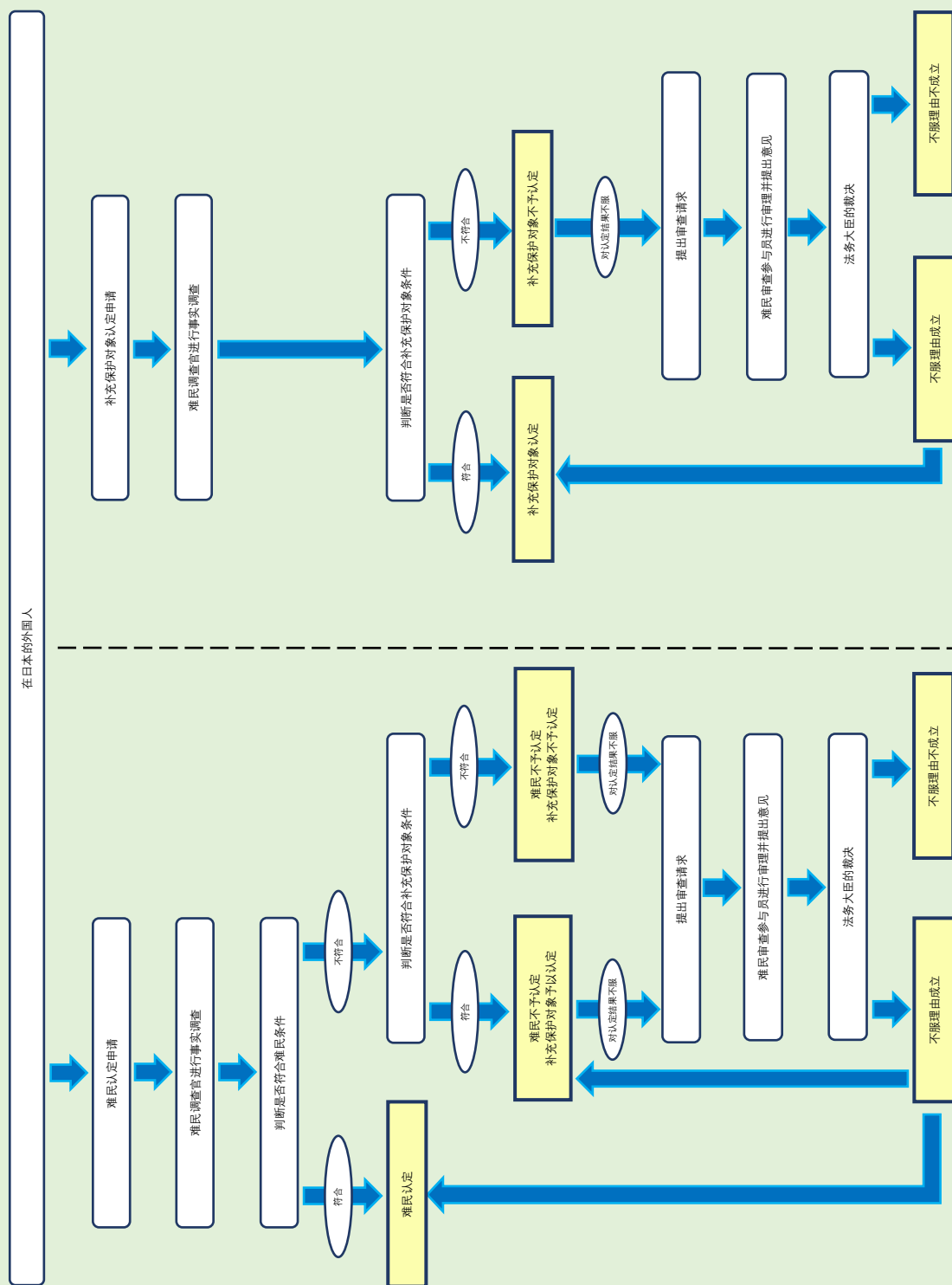
審査の結果、一時庇護のための上陸が許可された場合は、一時庇護許可書が交付されます。同許可書には、上陸期間、住居及び行動範囲等の上陸のための条件が記載されます。

经审查，如果一时庇护入境许可获批准，将签发一时庇护许可书。该许可书上将记载入境期限、居住地、活动范围等入境条件。

付録 難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解
 附录 难民认定手续・补充保护对象认定手续流程图



附录 难民认定手续・补充保护对象认定手续流程图



(難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の窓口)

(难民认定申请及补充保护对象认定申请的受理窗口)

札幌出入国在留管理局 札幌出入国在留管理局	審査部門 审查部门
仙台出入国在留管理局 仙台出入国在留管理局	審査第一部門 审查第一部门
東京出入国在留管理局 东京出入国在留管理局	難民調査第一部門 难民调查第一部门
成田空港支局 成田机场分局	審査管理部門 审查管理部门
羽田空港支局 羽田机场分局	審査管理部門 审查管理部门
横浜支局 横浜分局	就労・永住審査部門 就劳・永住审查部门
名古屋出入国在留管理局 名古屋出入国在留管理局	難民調査部門 难民审查部门
中部空港支局 中部机场分局	審査管理部門 审查管理部门
大阪出入国在留管理局 大阪出入国在留管理局	永住審査部門 永住审查部门
関西空港支局 关西机场分局	審査管理部門 审查管理部门
神戸支局 神户分局	審査部門 审查部门
広島出入国在留管理局 广岛出入国在留管理局	就労・永住審査部門 就劳・永住审查部门
高松出入国在留管理局 高松出入国在留管理局	審査部門 审查部门
福岡出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局	審査管理部門 审查管理部门
那覇支局 那覇分局	審査部門 审查部门

(審査請求の窓口)

(审查请求的受理窗口)

札幌出入国在留管理局 札幌出入国在留管理局	審査部門 审查部门
仙台出入国在留管理局 仙台出入国在留管理局	審査第二部門 审查第二部门
東京出入国在留管理局 東京出入国在留管理局	難民審判部門 难民审判部门
成田空港支局 成田机场分局	第二審判部門 第二审判部门
羽田空港支局 羽田机场分局	審判部門 审判部门
横浜支局 横浜分局	審判部門 审判部门
名古屋出入国在留管理局 名古屋出入国在留管理局	難民審判部門 难民审判部门
中部空港支局 中部机场分局	審査管理部門 审查管理部门
大阪出入国在留管理局 大阪出入国在留管理局	審判部門 审判部门
関西空港支局 关西机场分局	審判部門 审判部门
神戸支局 神户分局	審査部門 审查部门
広島出入国在留管理局 广岛出入国在留管理局	審判部門 审判部门
高松出入国在留管理局 高松出入国在留管理局	審査部門 审查部门
福岡出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局	審判部門 审判部门
那覇支局 那覇分局	審査部門 审查部门